

## 会 議 録

会議の名称		令和5年度 第1回 春日部市子育て支援審議会	
開催日時		開 会	午後2時00分
		閉 会	午後3時15分
開催場所		春日部市役所 2階 全員協議会室	
議長（会長等）氏名		会長 相川 徳孝	
出席者	委員氏名	（出席人数：8人） 会 長：相川 徳孝 委 員：齋藤 宏之、伊澤 秀雄、大築 正章、正籬 洋子、 古賀 好江、石倉 まち子、小川 恵里子	
	説明者 その他	（出席人数：9人） こども未来部長 大倉 千佳 こども未来部次長（兼）こども相談課長 野口 勉 こども育成課長 手崎 貴代公 こども育成課放課後児童クラブ担当課長 関口 信義 こども相談課こども相談担当主幹 松本 江美 こども支援課長 高橋 確 保育課長 駒崎 浩司 保育課保育・給付担当主幹 長崎 能徳 障がい者支援課長 内藤 道夫	
	事務局	（出席人数：3人） こども育成課こども育成担当主幹 角田 尚之 こども育成課こども育成担当主査 野口 剛史 こども育成課主事 渡邊 優花	
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		審議事項 （1）副会長の互選について【公開】 （2）第2期 春日部市 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について【公開】 （3）教育・保育提供区域の設定及び考え方について【公開】 報告事項 （1）（仮称）春日部市こども計画の策定について【公開】 （2）産後ケア事業の実施について【公開】	
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：	
配付資料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 春日部市子育て支援審議会 委員一覧</li> <li>・資料2 副会長の互選について</li> <li>・資料3-1 第2期 春日部市子ども・子育て支援事業計画 年次報告書（令和4年度）</li> <li>・資料3-2 第2期 春日部市子ども・子育て支援事業計画 年次計画書（令和5年度）</li> <li>・資料4-1 教育・保育提供区域の設定及び考え方</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料4-2 教育・保育提供区域について</li> <li>・資料5 こども基本法の概要</li> <li>・資料6 産後ケア事業の実施について</li> </ul>
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名の指定	会長が指名した委員1名が署名するものとする

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
	<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 委員・職員紹介</b></p> <p><b>3 議事</b></p>
議 長	<p>会議録署名委員については、齋藤委員にお願いする。</p>
	<p><b>(1) 副会長の互選について</b></p>
事務局	<p>資料2に基づき説明。</p> <p>&lt;意見等なし&gt;</p>
議 長	<p>事務局案のとおり、副会長につきましては金子委員とすることよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
議 長	<p>副会長は 金子委員に決定させていただきます。後ほど、事務局より、金子委員に就任の連絡をお願いします。</p>
	<p><b>(2) 第2期 春日部市 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について</b></p>
担当課	<p>資料3-1、3-2に基づき説明</p>
委 員	<p>令和4年度の年次報告書3ページ目に記載のある「子ども家庭総合支援拠点」について、この相談件数の実績を伺いたい。また、こども家庭センターを設置されたが、こちらの状況について伺います。</p>
	<p>次に、4ページ目の「利用者支援事業（基本型）」の実績数が748件あったとの説明があったが、この内訳と概要を伺います。</p>
担当課	<p>令和5年2月に開設した子ども家庭総合支援拠点の名称をこども家庭センターとしておりますが、現時点においては国基準のこども家庭センターとはなっておりません。現状は、子育て世代包括支援センターと連携を図りながら、支援を要するご</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
担当課	<p>家庭を支援に繋げていく取組を行っています。令和6年4月から国基準のこども家庭センター設置を目指し、準備を進めております。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点の相談実績については、令和4年度の実績は合計509件です。そのうち、身体的虐待相談が112件、ネグレクトが64件、心理的虐待が332件、性的虐待が1件となっています。</p> <p>利用者支援事業（基本型）の実績については、事業を担っているNPO法人より報告された数字でお答えします。</p> <p>総合的な相談が383件、情報提供が77件、連携・コーディネートが97件、サービスの利用申請・同行が6件、その他が185件となっています。</p> <p>概要については、重複となりますが、総合的な相談、情報提供、連携・コーディネート、サービスの利用申請・同行等となっています。</p>
議 長	<p>事務局においては、令和4年度の年次報告書については、市民に公表できるよう準備をお願いします。</p> <p><b>（3）教育・保育提供区域の設定及び考え方について</b></p>
担当課	<p>資料3-1、3-2に基づき説明</p>
議 長	<p>「教育・保育提供区域の設定」については、第3期の事業計画においても、現在と同じ5区域とすることでよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
議 長	<p>担当課におかれては、次期計画においては本日決まった区域設定で進めるよう、お願いいたします。</p>
担当課	<p><b>4 報告事項</b></p> <p><b>（1）（仮称）春日部市こども計画の策定について</b></p> <p>資料5に基づき説明</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
担当課	<p>＜意見等なし＞</p> <p><b>(2) 産後ケア事業の実施について</b></p> <p>資料6に基づき説明</p> <p>＜意見等なし＞</p>
	<p><b>5 その他</b></p>
議 長	<p>その他として、委員の皆様より何かありましたら、お願いします。</p>
委 員	<p>子育て支援審議会に委員として携わって約5年経過したが、これまで、子ども・子育て支援事業計画を見ても、妊娠期、出産期、乳幼児期、小学校期が支援の中心となっているイメージが強いと感じる。</p> <p>中・高校生への支援が少ないと感じるところであり、令和4年度の年次報告書45ページに記載の「中学生社会体験チャレンジ事業」でも、コロナ禍をきっかけに事業を終結するとの記載があった。私の子ども二人もこの事業に参加し、貴重な経験を得られたと報告を得ており、親としても大変ありがたく感じた事業であった。</p> <p>事業の終結は残念であるが、状況も変化してきておりWithコロナという流れもあるため、同じ事業は難しいとしても、違う形で支援を行えないものか伺います。</p>
議 長	<p>対象年齢については、児童福祉法では18歳までと定められておりますが、対象を何歳までと捉えるのか、また、委員からご意見のあった事業について、何か動向などありましたら、説明願います。</p>
担当課	<p>先ほどご意見のあった事業所管課からは終結するとの報告を受けているところではありますが、委員からご意見があった旨については、教育委員会に伝えさせていただきます。</p> <p>また、児童福祉法の改正により、児童育成支援拠点事業という福祉的な観点による体験や学習に係る事業を、令和6年4月から開始したいと準備を進めております。</p> <p>そういった事業なども通じて、中学生・高校生へ様々な体験</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
委 員	<p>をできるよう努めてまいります。</p> <p>こどもの対象年齢については、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の中では妊娠期から18歳未満と定められておりますが、こども基本法では、“心身の発達の過程にある者”と表現されており、明確な年齢は示されていない状況です。</p> <p>対象とする年齢の幅が広いということは、行政として対応が難しい側面があるため一歩ずつとはなりますが、一例として、社会的な擁護を経験された18歳を超えた方への福祉的な観点での支援拡充などを、少しずつ進めていきたいと考えております。</p> <p>議事の「第2期 春日部市 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について」の中で、質問のタイミングを逸してしまったので、ここで伺います。</p> <p>令和5年度の年次計画書、5ページ目、「地域子育て支援拠点事業」について、全14か所のうち、こども育成課が2か所と記載があるが、昨年度の説明の際では所管課が保育課に移管されるとの説明があったと記憶していますが、実情について伺います。</p> <p>また、全般的に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に関する記載が見受けられないが、この点についても伺います。</p>
担当課	<p>令和5年度の機構改革に併せ、これまでこども政策課で所管していた6施設のうち4施設を保育課へと移管しています。</p> <p>残りの2施設については、春日部第1児童センター「エンゼル・ドーム」、庄和児童センター「スマイルしょうわ」で実施している分であり、児童センターの指定管理業務の中で実施していることから、引き続き、こども育成課で所管しています。</p>
担当課	<p>医療的ケア児への対応については、本市では、春日部市障害者計画及び障害福祉計画を定めており、この中に、医療的ケア児コーディネーターの目標値、医療的ケア児に関する協議の場について記載しています。</p> <p>現状については、医療的ケア児コーディネーターについては、令和5年1月時点で相談支援事業所に2名おります。なお、令和5年度中に3名に増員する予定です。</p> <p>令和6年度からは、重層的支援体制整備事業という、横の連携を図りつつ多角的な視点から、必要な方への支援を協議していくことを進めてまいります。</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
委 員	市内に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づくケア児が何人いるのか、伺います。
担当課	障がい者支援課としては、医療的ケア児は把握しておりません。ただし、ふじ学園において、医療的ケア児を2名の受け入れを行っています。
担当課	保育課では、令和4年7月から1名、令和5年4月から1名、合計2施設で2名の受け入れを行っています。
担当課	放課後児童クラブ担当からご報告いたします。令和4年度から、医療的ケア児1名の受け入れを行っており、国の補助制度を活用し、看護師を加配するなど対応を図っています。
担当課	補足になります。令和5年4月より、市内の谷原に、医療的ケア児に係る地域センターが開設されております。こちらで、相談業務などを行っておりますので、こういった場所とも連携を進めたいと考えています。
委 員	市内に設置された地域センターの所管するエリアについて伺います。
担当課	エリアについては、春日部、越谷、草加、久喜、八潮、三郷の東部地域となっています。
委 員	<p>エリアを伺った意図としては、昨年に参加した自立支援協議会での協議のテーマが医療的ケア児でありました。その場で、市内に医療的ケア児コーディネーターがいなかったことから、当事者や支援者の方々から切実な声が寄せられていました。</p> <p>現在、地域の中で医療的ケア児を受け入れる体制を作ることが問われています。各市町も力を入れて取り組んでいることと思いますが、春日部市においても、まずは、相談を受ける体制づくりに向け、座学や演習等に取り組んでいただければと思います。</p>
議 長	ただいまの委員からのご意見も参考に進めていただければと思います。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
	<b>6 閉会</b>
<p>議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p> <p>令和5年11月7日 署名者の職・氏名</p> <p>春日部市子育て支援審議会 委員 齋藤 宏之（原本は自署）</p>	